

幼保連携型認定こども園の 設置の認可に係る基準

平成31年2月18日

幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び保護者に対する子育て支援を一体的に提供

- ア 満3歳以上児の受入れを義務付け^(※1)、標準的な教育時間の学校教育を提供
満3歳以上児のうち保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供
- イ 保育を必要とする満3歳未満児には、保護者の就労時間等に応じて保育を提供

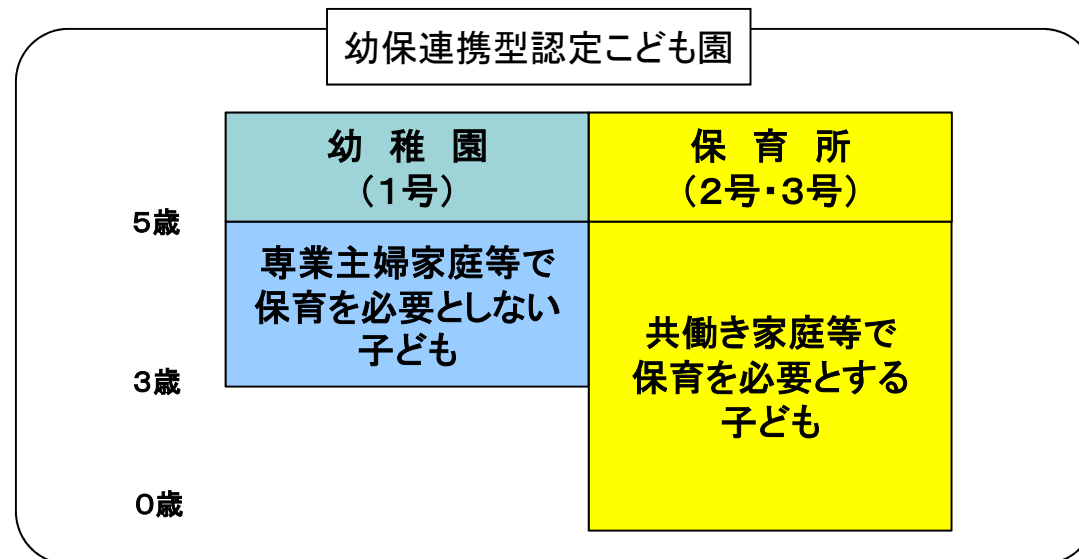
※1 満3歳未満児、保育を必要としない満3歳以上児の受入義務はなく、上記ア・イの範囲内で、設置者の判断により個々の幼保連携型認定こども園で受け入れる子どもの範囲を設定可

○ 設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人

○ 幼保連携型認定こども園の設置の認可に当たっては、

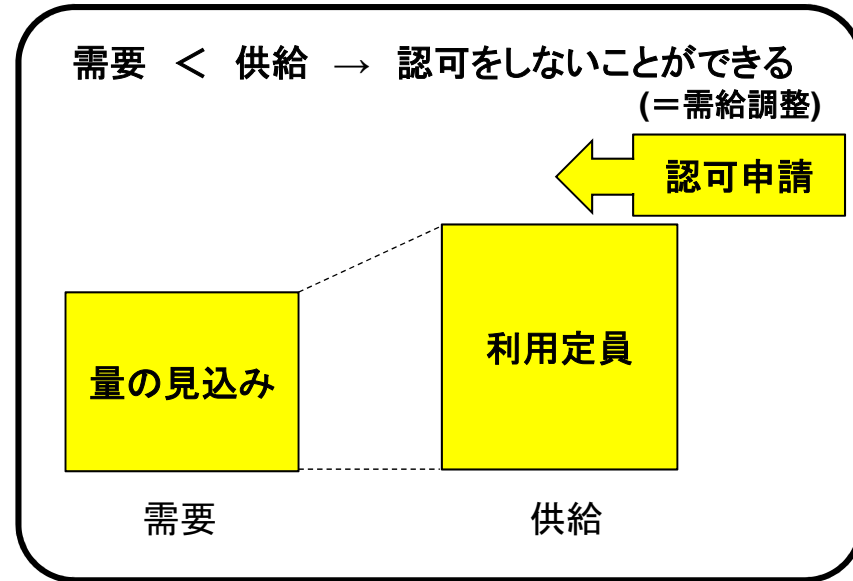
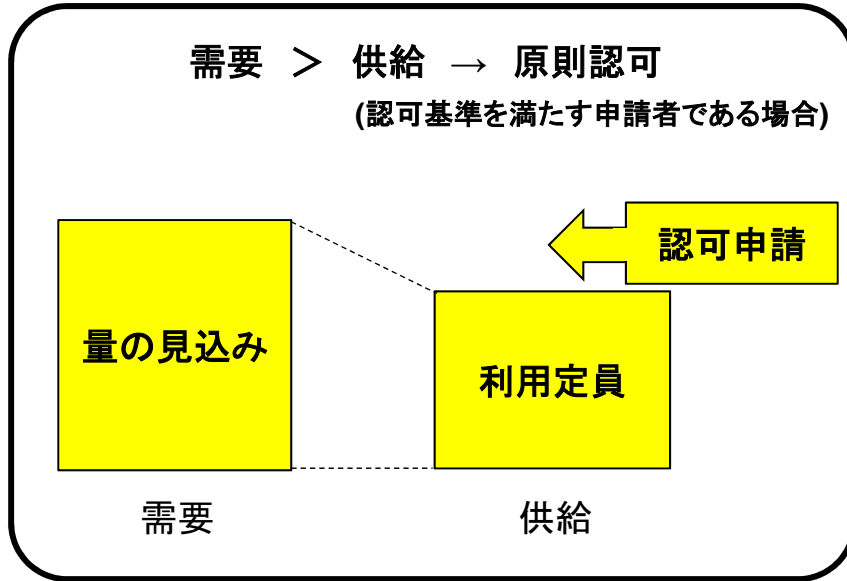
- ① 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める要件に適合しているとき、
- ② 青森市子ども・子育て支援事業計画で定めた各区域において、認定区分ごとの利用定員が供給過剰でないとき等

は認可をするものとされている。



認可に係る需給調整の考え方

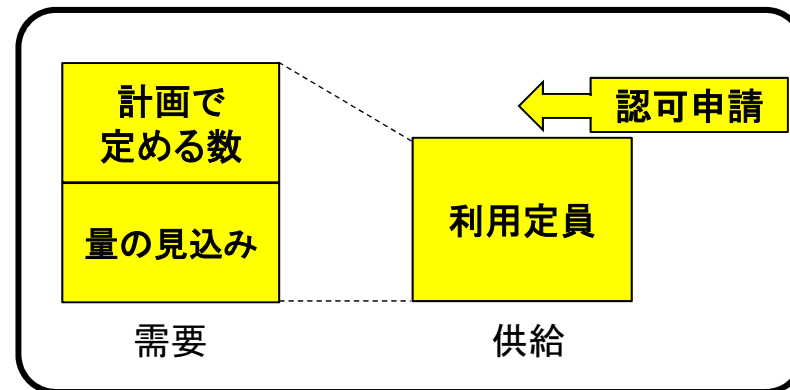
- 各区域における認定区分ごとの、需要(量の見込み)と供給(利用定員)の状況に応じ、以下のとおり、幼保連携型認定こども園の認可を行う。



- 既存の幼稚園・保育所が幼保連携型認定こども園へ移行する場合(移行特例)

需要 + 「計画で定める数」 > 供給
→原則認可(認可基準を満たす申請者)

※この「計画で定める数」とは、幼稚園や保育所が幼保連携型認定こども園に移行することを促進させるために、青森市子ども・子育て支援事業計画に設定。



・今回は保育所からの移行なので、1号認定の利用定員に移行特例が適用される。

1号認定について

- 保育所から移行する施設の1号認定については、
- ・申請のあった区域で1号認定の利用定員が供給過剰でないか
 - ・供給過剰であっても、認可後の利用定員が、「量の見込み」と「計画で定める数」を合計した数の範囲内であるかについて、審議することとなる。

区域	平成31年度の見込み(需要)	平成31年2月1日の利用定員(供給)	量の見込みとの比較	計画で定める数	「量の見込み」と「計画で定める数」の合計数	認可後の利用定員			「量の見込み」と「計画で定める数」の合計数との比較	認可
						利用定員(再掲)	申請中	合計		
	①	②	③=②-①	④	⑤=①+④	②	⑥	⑦=②+⑥	⑧=⑦-⑤	
東部	457	796	339	136	593	796	0	796	203	-
南部・中部	722	1,015	293	256	978	1,015	0	1,015	37	-
西部・北部	551	709	158	224	775	709	15	724	△51	○
浪岡	16	48	32	80	96	48	55	103	7	○

※申請中：平成31年4月1日に認可を希望する施設

- 西部・北部区域において、1号認定は供給過剰であるが、1号認定の利用定員の合計は「量の見込み」と「計画で定める数」を合計した数の範囲内であることから、認可条件を満たしている。
- 浪岡区域においては、1号認定は供給過剰であり、また、利用定員の合計は「量の見込み」と「計画で定める数」を合計した数を超過している。しかし、超過している数が少数であること、また、当該区域においては幼稚園が閉園したことに伴い、1号認定の受け皿の確保が必要であることから、認可としている。

2号・3号認定について

○ 今回の申請は、保育所から幼保連携型認定こども園に移行する施設であることから、2号認定・3号認定については、当該区域で2号認定及び3号認定の利用定員が供給過剰でないかについて、審議することとなる。

区域	認定区分		平成31年度の 量の見込み	平成31年 2月1日の 利用定員	認可申請による 利用定員の増減	認可後の 利用定員	量の見込みとの比較	認可
			①	②	③	④=②+③	⑤=④-①	
東部	2号		722	723		723	1	—
	3号	0歳	139	162		162	23	
		1・2歳	531	444		444	△87	
南部・ 中部	2号		1,561	1,599		1,599	38	—
	3号	0歳	249	391		391	142	
		1・2歳	1,026	941		941	△85	
西部・ 北部	2号		1,310	1,168	9	1,177	△133	○
	3号	0歳	150	248	5	253	103	
		1・2歳	807	672	6	678	△129	
浪岡	2号		337	324	△6	318	△19	○
	3号	0歳	32	72	2	74	42	
		1・2歳	181	205	4	209	28	

○ 西部・北部区域については、2号認定と3号認定(1・2歳)について、量の見込みと利用定員を比較すると、認可してもなお利用定員が不足するため、認可条件を満たしている。3号認定(0歳)については、量の見込みが利用定員を上回っているが、年度後半には利用定員が不足しており、供給過剰ではないため、認可条件を満たしている。

○ 浪岡区域については、申請のあった施設において、利用定員の年齢間の調整をしたものであり、2号・3号の合計では利用定員の増減はないため、認可条件を満たしている。

参考：2号認定及び3号認定の需給状況（平成31年2月実績値）

地区	認定区分		H31年2月 実績値	申請前の 利用定員	差引A	認可・確認申請に よる利用定員の 増減	認可・確認後 の 利用定員	差引B
			①	②	③= ②-①	④	⑤= ②+④	⑥= ⑤-①
東部	2号		733	723	△10		723	△10
	3号	0歳	174	162	△12		162	△12
		1・2歳	493	444	△49		444	△49
南部・ 中部	2号		1,565	1,599	34		1,599	34
	3号	0歳	451	391	△60		391	△60
		1・2歳	1,036	941	△95		941	△95
西部・ 北部	2号		1,259	1,168	△91	9	1,177	△82
	3号	0歳	289	248	△41	5	253	△36
		1・2歳	736	672	△64	6	678	△58
浪岡	2号		328	324	△4	△6	318	△10
	3号	0歳	94	72	△22	2	74	△20
		1・2歳	199	205	6	4	209	10

※H31年2月実績値は、入所児童数に待機児童数（新定義）を加えたもの

幼保連携型認定こども園の主な認可基準について

1 学級編制(様式第2号)

- ① 満3歳以上の園児の教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭等を1人以上配置
- ② 1学級の園児数は、35人以下。

2 職員配置(様式第2号)

園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の合計

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

※園長が専任でない場合は、上記の表の合計に1人増加

3 欠格事由、人権への配慮等(様式第5号)

- ① 申請者及びその役員等が、欠格事由に該当しないこと。
- ② 園児の人権に配慮するとともに、人格を尊重し、運営を行うこと。
- ③ 職員等が暴力団員等でないこと。
- ④ 園児に対し、差別的な取扱いをしないこと。
- ⑤ 園児に対し、虐待等を行わないこと。
- ⑥ 園長は、懲戒に係る権限を濫用しないこと。
- ⑦ 園具及び教具を常に改善し、補充すること。
- ⑧ 履修困難な各教科について、その園児の状況に適合するよう課すこと。

4 園舎及び園庭(様式第6号)

園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設置

5 園舎の面積(様式第7号)

①から③までの合計

- ① 学級数に応じた面積(2学級320㎡、3学級以上は1学級につき100㎡増)
- ② 満2歳以上満3歳未満の園児数 × 1.98㎡
- ③ 満2歳未満の園児数 × 3.3㎡

6 保育室の面積等(様式第7号)

- ① 乳児室 満2歳未満でほふくしない園児数 × 3.3㎡
- ② ほふく室 満2歳未満でほふくする園児数 × 3.3㎡
- ③ 保育室又は遊戯室 満2歳以上の園児数 × 1.98㎡
- ④ 満3歳以上の園児の保育室の数は、学級数以上

7 園庭の面積(様式第7号)

①又は②のいずれか大きい方と、③の合計

- ① 学級数に応じた面積(2学級360㎡、3学級400㎡、4学級以上 1学級ごとに80㎡増)
- ② 満3歳以上の園児数 × 3.3㎡
- ③ 満2歳以上満3歳未満の園児数 × 3.3㎡

8 保育室等を2階に設置する場合の施設・設備(様式第8号)

- ① 園児の転落事故を防止するための柵等が設けられていること。
- ② 耐火建築物であること。
- ③ 常用の屋内階段又は屋外階段が設けられていること。
- ④ 避難用の設備が設けられていること。

9 教育及び保育を行う期間・時間(様式第10号)

- ① 教育週数:39週以上
※夏休み、冬休み、春休み等の長期休業日を除く。
- ② 標準的な教育時間:4時間
※申請のあった時間が4時間以上かどうかで判断
・教育時間に含むもの・・・給食の時間(青森県の考え方を踏襲)
・教育時間に含まないもの・・・昼寝の時間、前後の預かり保育の時間、登降園に要する時間
- ③ 教育及び保育の時間:原則8時間

10 食事の提供(様式第10号)

- ① 提供範囲は、2号・3号の保育認定を受けた園児(1号認定を受けた園児への提供は園の判断)
- ② 原則自園調理(満3歳以上は一定の要件を満たす場合、外部搬入可。)

11 秘密保持、苦情の対応、研修の実施(様式第10号、様式第11号)

- ① 職員は、知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ② 設置者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じ、周知を図ること。
- ③ 設置者は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保すること。